

令和 6 年度 札幌市立西野中学校

# 部活動後援会 総会

日時 令和 6 年 4 月 24 日(水)

## 〈資料一覧〉

1. 部活動の組織
2. 部活動後援会 会則
3. 活動規程
4. 会費規程
5. 全道・全国大会旅費規程
6. 個人情報取扱規則
7. 年間活動計画
8. 特別部の大会参加に関する確認
9. 特別部の申し込みについて
10. 2023 年度一般会計・特別会計決算報告書
11. 部活動後援会保護者会について

## 【議事】

- ・ 2023 年度一般会計・特別会計決算報告

■部活動後援会 役員

|      |          |       |                         |
|------|----------|-------|-------------------------|
| 会 長  | P T A副会長 | 事務局次長 | 村上 舜                    |
| 副会長  | 吉田 英明 教頭 | 事務局員  | 近田 由紀<br>山下 佳奈<br>東谷 裕之 |
| 顧 問  | 熊谷 誠二 校長 | 会 計   | 水尻 英樹                   |
| 事務局長 | 山田 強生    |       |                         |

■指導者      部指…部活動指導員      外指…外部指導者

◎常設部

(日常的に本校で活動を行っている部活)

| 部活名        | 顧 問                   |
|------------|-----------------------|
| 野 球        | 村上 舜<br>井上 大輔         |
| サッカー       | 山崎 亘<br>久保 大斗         |
| 陸 上        | 供田 健吾<br>東谷 裕之        |
| 卓 球        | 山田 強生<br>山口 修司        |
| 男子ソフトテニス   | 篠原 一郎                 |
| 女子ソフトテニス   | 中村 隆太                 |
| 女子バレーボール   | 吉澤 渉 (部指)<br>(近田 由紀)  |
| 男子バスケットボール | 田畑 亮<br>岡崎 鉄也         |
| 女子バスケットボール | 能戸 史也<br>岡崎 鉄也        |
| リコーダー      | 山本 秀樹 (部指)<br>(山下 佳奈) |
| 合 唱        | 佐藤 莉沙<br>藤井 恵理        |
| 美 術        | 福井 裕美                 |
| 演 劇        | 竹原 圭一 (部指)<br>桐原 真菜   |

◎特別部

(中体連のみ参加の部活)

| 部 名      | 顧問    |
|----------|-------|
| (水 泳)    | 現在調整中 |
| (剣 道)    |       |
| (硬式テニス)  |       |
| (相撲)     |       |
| (バドミントン) |       |

# 札幌市立西野中学校 部活動後援会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

本会は「札幌市立西野中学校 部活動後援会」と称し、事務局を同中学校に置く。

### 第2条 (目 的)

本会は札幌市立西野中学校の生徒の体育・文化活動の向上を目指し、生徒の心身を鍛え、情操を豊かにし、たくましく健全な生徒の育成を図ることを目的とする。

### 第3条 (活 動)

1 本会は前条の目的を達成するため、運動系及び文化系の部活動を設置し、次の活動を行う。

- (1) 学校内外での日常の練習や活動
- (2) 大会やコンクールなどへの参加
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動の企画・運営

2 前項の部活動の設置については、別に定める「活動規定」を設け、詳細を定める。

### 第4条 (構 成)

本会は、前条の部活動に所属する生徒の保護者と西野中学校の教職員により構成される。

## 第2章 総 会

### 第5条 (開 催)

総会は本会の最高議決機関であり、年1回4月に開催する。また、会長が必要と認めた場合、臨時で開催することができる。

### 第6条 (議 決)

総会の決議については、出席者の過半数によって決する。

### 第7条 (決議事項)

総会は次の事項を議決する。

- (1) 年間活動報告および決算
- (2) 年間活動計画
- (3) その他本会にかかわる重要事項

## 第3章 役員会

### 第8条 (役 員)

本会には次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名 (校長)
- (2) 会長 1名 (PTA副会長)
- (3) 副会長 1名 (教頭)
- (4) 事務局長 1名 (教員)
- (5) 監査 2名 (PTA監査)

## 第9条（職 務）

役員会は次の事項を行う。

- (1) 総会の審議事項についての協議
- (2) 今年度予算の承認
- (3) 各種規程の改正等の決定
- (4) 部活動の新設・廃止の決定

## 第10条（開 催）

役員会は、総会の前及び会長が必要と認めた場合に開催することができる。

## 第11条（任 期）

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

# 第4章 事務局

## 第12条（構 成）

本会に事務局を置く。事務局は本校職員で構成され、次の役員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 会計 2名

## 第13条（職 務）

事務局は各部の指導者と連携し、次の業務を推進する。

- (1) 総会・役員会の議案作成
- (2) 部員募集の際の入会手続きや会費の徴収
- (3) 部員の指導全般に関わる活動心得の作成
- (4) 活動に関わる施設設備の割当や分担
- (5) 傷害保険の申し込み手続き
- (6) その他活動に必要な事項

## 第14条（任 期）

事務局役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

# 第5章 指導者会

## 第15条（構 成）

本会に指導者会を置く。指導者会は各部活動の指導者で構成する。

## 第16条（職 務）

指導者会は次の事項を行う。

- (1) 事務局と連携した活動推進に必要な事項の協議
- (2) 部活動の指導に関する各部間での共通事項についての相互認識

## 第6章 会 計

### 第17条 (収入)

本会は次の事項に掲げるものをもって収入とする。

- 1 会員の納める会費
- 2 PTA協力金
- 3 その他の収入

### 第18条 (支出)

本会は次の事項に掲げるものをもって支出とする。

- 1 日常の活動費 (備品購入・指導費・保険料等含む)
- 2 各種大会参加料等
- 3 全道・全国大会レベルの大会への旅費・宿泊費の補助

### 第19条 (詳細規定)

前2条の収入・支出については別途「会費規程」「旅費規程」を設け、詳細を定める。

### 第20条 (予算及び決算)

- (1) 今年度予算は事務局で作成し、役員会で承認を得なければならない。
- (2) 決算は事務局で作成し、総会で承認を得なければならない。

### 第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 補 則

### 第22条 (会則等の改正)

- (1) 本会則の改正は、総会の議決を得なければならない。
- (2) 本会則に付随する各種規程の改正は、役員会の議決を得なければならない。

### 第23条 (会員の個人情報の取扱いについて)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 附 則

- 1 この会則は1998年3月21日から施行する。
- 2 2002年4月1日に一部改正
- 3 2005年4月19日、総会にて一部改訂
- 4 2011年4月18日、総会にて全面改定
- 5 2019年4月26日、総会にて一部改定

本部の名称を、「社会教育体育・文化育成会」から「部活動後援会」に変更

## 札幌市立西野中学校 部活動後援会 活動規程

1. この規程は部活動の結成、活動、解散に関する規程である。
2. 部活動は毎年4月に結成され、活動は1年間を通して行われることを原則とする。
3. 部活動の設立基準は、次の通りである。
  - (1) 部活動の設立と新設：原則として次の条件を満たすものとする。
    - ① 指導者がいること（教師顧問・部活動指導員）
    - ② 入部希望者が10名以上いること
    - ③ 活動場所が確保されていること※年度途中の設立は認めない。
  - (2) 部活動の廃止：部員数が10名未満になった場合、または指導者が確保されない場合とする。
  - (3) (1)・(2)については、指導者会で検討のうえ職員会議での承認後、役員会に上程する。
4. 入退部は、保護者・担任の許可を必要とし、所定の用紙にて各部活動指導者に提出する。年度途中の部の変更は1・2年生については1回までを原則とし、3年生については認めない。部を変更する場合は保護者・担任・前指導者・次の指導者の許可を必要とし、所定の用紙を記入のうえ次の指導者に提出する。また、年度途中の入部希望者については保護者・担任・指導者の許可を必要とし、所定の用紙にて指導者に提出する。
5. 生活指導上の問題が顕著な場合、部活動停止・休部の処置をとることができる。
6. 部員が部の品位を著しく傷つける行為があったとき、また、部員に誠意の認められない時は指導者・担任・保護者の協議の上、退部させることができる。
7. 校内で活動する場合、指導者がついていることを原則とするが、校内に指導者がいる場合は活動を認める。
8. 校外で活動する場合は、指導者の付き添いがなければならない。

2019.4.26 会則関連規程とする

## 札幌市立西野中学校 部活動後援会 会費規程

### 1 会費

- ① 常設部で活動する生徒の会費は、1名につき年額6,000円とする。
- ② 大会のみ参加の特別部で活動する生徒の会費は、1名につき年額3,000円とする。

### 2 PTA協力金

本校在籍生徒の全家庭に1家庭年額1,000円を納めていただく。

### 3 一般会計の支出は次の項目とする

#### ① 選手派遣費

ア 大会参加費—中体連及び中文連主催の大会参加費、主催が中体連及び中文連以外の団体の大会の参加費は3大会までで団体のみとする。

イ チーム登録料—活動や各種大会参加に必要な団体登録料のみ補助する。

- ② 活動費（各部の消耗品購入等、活動のための費用）
- ③ 指導者費（指導者手当、交通費補助）
- ④ 指導者スポーツ傷害保険加入費
- ⑤ 事務諸費
- ⑥ 予備費

### 4 特別会計の支出は、全道・全国大会への遠征費とする。遠征費の内容は旅費規程として別に定める。

### 5 予算については、総会後に会員数が確定するのでその後予算案を立て、役員会の承認を得る。

2023.4.20 会則関連規程とする

## 全道大会・全国大会の旅費規程

## 1 生徒

| 費 目   | 市から補助がある場合<br>(中体連・中文連主催・共催大会) | 常設部で市から<br>補助がない場合<br>(競技連盟・協会等の大会) | 特別部で市から<br>補助がない場合  | 備 考               |
|-------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------|-------------------|
| 交 通 費 | 市から全額補助されるため会からの支給なし           | 実費の半額支給                             | 自己負担                | 中体連事務局提示額(宿泊費も)   |
| 宿 泊 費 | 市からの半額補助の不足分                   | 実費の半額支給                             | 自己負担                | 支給上限金額:<br>5000 円 |
| 昼 食 費 | 自己負担                           | 自己負担                                | 自己負担                |                   |
| 現地交通費 | 自己負担                           | 自己負担                                | 自己負担                |                   |
| 大会参加費 | 実費支給                           | 実費支給                                | 実費支給                | *特別部のゼッケン代は自己負担   |
| 練習会場費 | 上限 20,000 円まで支給                | 上限 20,000 円<br>まで支給                 | 上限 20,000 円<br>まで支給 | 開催地における<br>会場使用料  |

付則 1 市外で開催の泊を伴わない大会については、宿泊費を除き上記と同じ扱いとする。

2 本会からの支給対象生徒は、大会参加登録者とする。

3 「市から補助がない場合」の大会における支給は、年度内、全道大会・全国大会各 1 回までとする。  
(中体連・中文連主催・共催大会を含めない回数) なお、その年度の会計残高によっては支給できない場合もあり得る。

## 2 引率者

| 費 目   | 公費が支出される場合         | 公費が支出されない場合                            | 備 考                                        |
|-------|--------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 交 通 費 | 公費で支出されるので会からの支給なし | J R 運賃・バス代を支給する。自家用車利用の場合は J R 等運賃分を支給 | 公費で対象外となる自家用車利用は、公費支出なしの場合に準じて支給           |
| 宿 泊 費 | 公費で支出される分の不足分      | 実費支給                                   | 夕食なしの宿舎の場合、夕食費 1,000 円支給                   |
| 昼 食 費 | 自己負担               | 自己負担                                   |                                            |
| 現地交通費 | 実費支給               | 実費支給                                   | タクシー代・駐車場代・シャトルバス: 要領収書                    |
| 引率指導費 | 2,000 円            | 3,500 円<br>硬式テニス部は 7,100 円             | 公費あり…特殊勤務手当 5,100 円<br>公費なし…特殊勤務手当 3,600 円 |

付則 1 必要があつて複数引率の場合、規程と同額を支給する。(基準: 生徒 9 名まで引率 1 名)

2 部活動指導員・特別外部指導者も対象とする。